

阿蘇火山広域避難計画

令和5年1月

熊本県火山防災協議会

第1編 総論	1
第1章 広域避難計画の目的等	1
第2章 広域避難計画の位置付け等	1
1 本計画の位置付け	1
2 本計画における用語の定義等	3
第2編 広域避難計画	7
第1章 基本方針	7
1 広域避難の実施体制	7
2 広域避難の対象とする火山現象	7
3 避難指示等発令基準	7
4 避難先	8
5 避難方法	8
第2章 火山現象別の整理	8
1 溶岩流	8
2 降灰	9
3 降灰後土石流	10
第3編 広域避難対策	11
第1章 広域避難者の受入れに係る基本事項	11
1 広域避難の実施手順	11
(1) 受入市町村の決定	11
(2) 受入避難所及び一時集結地の決定	11
(3) 避難指示等の発令	11
(4) 広域避難者の避難開始	11
2 広域避難者の受入先	11
(1) 火口周辺市町村の避難	11
(2) 外輪山周辺市町村への避難	11
第2章 広域避難路の指定及び確保	13
1 広域避難路の指定	13
(1) 避難実施市町村の対応	13
(2) 県の対応	13
2 広域避難路の確保	13
(1) 避難実施市町村の対応	13
(2) 県の対応	13
(3) 警察の対応	13
(4) 道路管理者の対応	13
3 広域避難路の堆積物等の除去	13
(1) 避難実施市町村の対応	13
(2) 道路管理者の対応	13
(3) 県の対応	14

第3章 避難者の輸送	14
1 避難実施市町村の対応	14
2 県の対応	14
第4章 避難行動要支援者等への避難支援	14
1 基本的な考え方	14
2 避難行動要支援者への避難支援	14
3 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援	14
第5章 避難所の開設・運営	15
1 一時集結地及び受入避難所の開設	15
(1) 避難実施市町村の対応	15
(2) 受入市町村の対応	15
(3) 県の対応	15
2 避難所の運営	16
(1) 基本的な考え方	16
(2) 受入避難所の運営に係る費用負担	16
第6章 避難長期化対策	16
1 一時帰宅措置	16
2 被災者への住宅供給	16
第7章 家畜被害対策	16
1 基本的な考え方	16
2 避難実施市町村の対応	16
第4編 計画の進捗管理	17

第1編 総論

第1章 広域避難計画の目的等

阿蘇山においては、阿蘇市、南阿蘇村及び高森町の火口周辺市町村を中心とする関係機関で構成された「阿蘇火山防災会議協議会」が「阿蘇火山防災計画」を策定し、5段階ある噴火警戒レベル（表1）の1から3に応じて、立ち入り規制、入山規制や避難指示等を実施するほか、噴火警戒レベル1の段階においても火山ガスの観測に基づく火口周辺へ自主的な立入規制を行うなどの取り組みが行われている。

平成27年12月に活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）が改正され、平成28年2月に、阿蘇山（熊本県、阿蘇市、高森町、南阿蘇村）が、警戒避難体制を特に整備すべき地域である火山災害警戒地域に指定された。

平成30年3月に、法第4条に基づき、関係者が一体となり警戒避難について必要な検討を行うため、県、阿蘇市、高森町、南阿蘇村、関係行政機関、学識経験者等からなる「熊本県火山防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立した。

「熊本県地域防災計画」の「第4編 阿蘇火山噴火対策編」では、阿蘇山の火山活動が活発化した際の避難計画の策定等の対策については、協議会での協議を踏まえ、県及び関係市町村等が連携しながら、各自の取り組むべき対策を推進するとされている。また、指定緊急避難場所や経路及び手段並びに誘導の方法等は「阿蘇火山防災計画」に定めるとされている。

「阿蘇火山防災計画」では、噴火警戒レベル2、3が発表された場合の避難場所、経路、手段等について定められているが、噴火警戒レベル4、5が発表された場合の避難場所等については定められていない。

居住地域に重大な被害を及ぼすおそれがある噴火警戒レベル4、5における住民の避難は、噴火の影響範囲が広く、場合によっては、市町村の区域を越える広域的な避難が必要になることから、広域的な避難を円滑に実施するため、協議会において「阿蘇火山広域避難計画」（以下「本計画」という。）を関係機関との協議を経て取りまとめた。

今後、本計画に基づき、火山活動が活発化した際には関係機関が一体となり、人的被害の最小化に努めるものとする。

第2章 広域避難計画の位置付け等

1 本計画の位置付け

本計画では、噴火警戒レベル4、5が発表された際の市町村の区域を越える広域的な避難を行う場合の基本的な事項を示し、広域避難を円滑に実施するための具体的な事項については、協議会が、関係市町村、関係機関とともに行動計画等を別途策定する。



阿蘇山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (1~5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約2,000年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 約3,400年前：溶岩流が杵島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達（流出火口は不明）
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	●火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される。 過去事例 1958年6月：火砕サージが第一火口から約1.2kmまで到達 ●火口から概ね2km以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口閉塞等により噴石飛散が予想される。 噴石飛散の過去事例 1979年9月：噴石が第一火口から約1.2kmまで飛散 1958年6月：噴石が第一火口から約1.3kmまで飛散 1933年2月：噴石が第二火口から約1.2kmまで飛散
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 登山者は火口周辺への立入規制等。	●小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散。 過去事例 1977年7月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 1957年12月：噴石が第一火口から約700mまで飛散 1953年4月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 ●小噴火の発生が予想される。 過去事例 2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生の可能性あり。

注1）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2）レベル1～3は中岳第一から第七火口及び砂千里ヶ浜で発生する噴火を想定している。これ以外の場所で発生する噴火については、今後ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

注3）噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

●最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

表1 阿蘇山の噴火警戒基準

2 本計画における用語の定義等

本計画における用語の定義等については、次のとおりとする。

(1) 広域避難

火山現象の状況、避難者数、収容状況等により、自市町村の区域を越えて他市町村に避難することを「広域避難」、広域避難を行う住民を「広域避難者」という。

(2) 火口周辺市町村と外輪山周辺市町村

協議会を構成する阿蘇市、高森町、南阿蘇村を「火口周辺市町村」、外輪山の周辺に位置し、火口周辺市町村の避難者を受け入れる菊池市、大津町、南小国町、小国町、西原村、産山村、山都町、大分県竹田市、宮崎県高千穂町を「外輪山周辺市町村」という。

(3) 避難実施市町村と受入市町村

住民が広域避難を行う市町村を「避難実施市町村」、広域避難者の受け入れを行う市町村を「受入市町村」という。

(4) 受入避難所と一時集結地

受入市町村が広域避難者の受け入れのために開設する避難所を「受入避難所」、広域避難者が受入避難所に避難する前に一旦集合する中継地点を「一時集結地」という。



図1 火口周辺市町村内での広域避難のイメージ

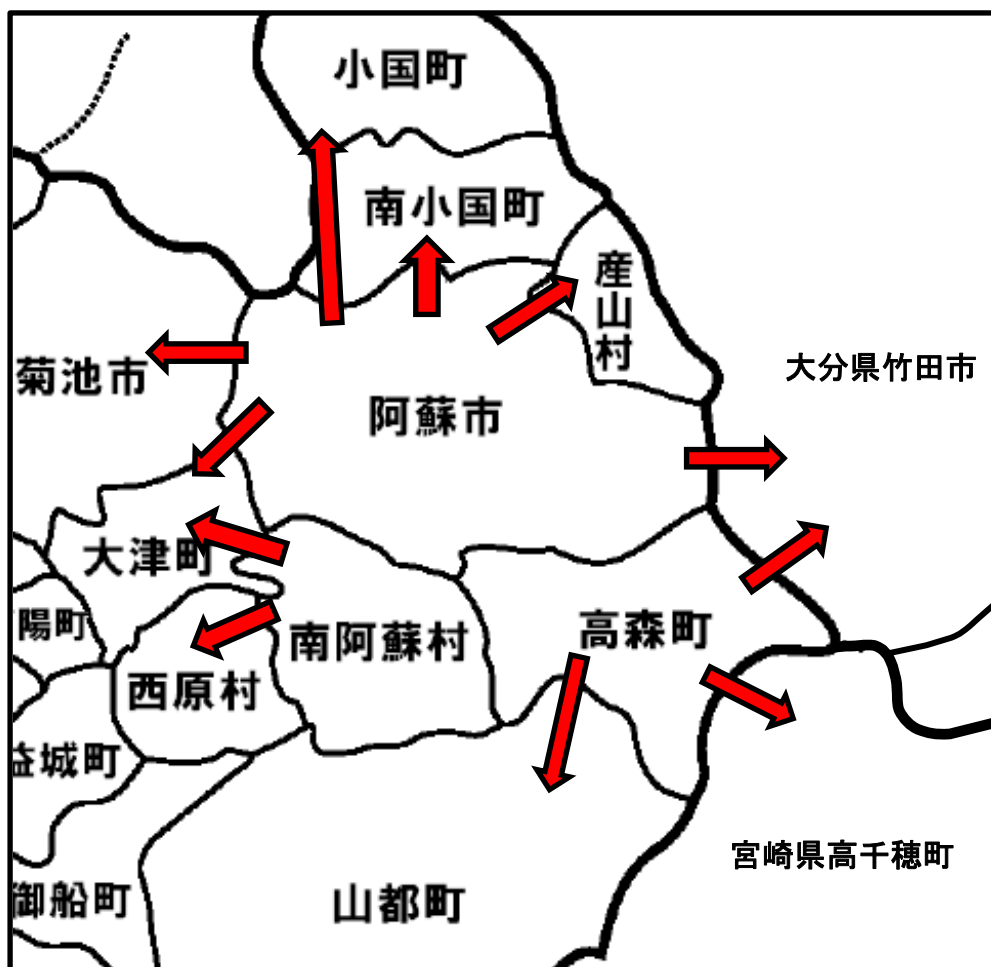


図2 外輪山周辺市町村への広域避難のイメージ

(5) 影響想定範囲と避難対象エリア

本計画では、広域避難の対象となる火山現象について、それぞれ一定の影響が想定される範囲を「影響想定範囲」とし、その中から避難が必要となる範囲を「避難対象エリア」とする(図3)。

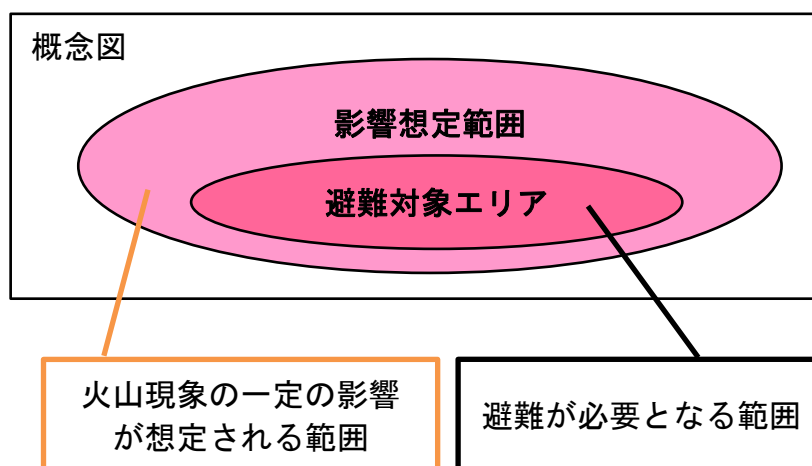


図3 影響想定範囲と避難対象エリアの関係

(6) 阿蘇山火山噴火緊急減災砂防計画と噴火シナリオ (※)

本計画では、広域避難の対象とする火山現象とその影響想定範囲、避難対象エリアを設定するに当たり、熊本県土木部砂防課が平成24年3月に策定（平成28年12月一部改訂）した阿蘇山火山噴火緊急減災砂防計画（以下「緊急減災砂防計画」という。）を用いる。

緊急減災砂防計画では、過去1万年間の活動を参考に、想定火口を中岳、中央火口丘群西麓の噴気地帯（地獄～湯の谷地熱帯）及び北西麓の火口群（杵島・往生岳、米塚付近）とする3つの噴火シナリオを設定しているが、現在、噴火警戒レベルを設定しているのが中岳火口のみであることから本計画では、「シナリオA（中岳）」の噴火警戒レベル4、5を対象とする。

なお、中岳以外を想定火口とするシナリオについても、今後、噴火警戒レベルの設定等の状況に応じて必要な検討を行う。

(※) 噴火シナリオ

対象火山において発生することが想定されている現象と、その規模及び経緯が時系列的にまとめられたもの。

(7) 想定される火山現象

本計画で対象とする火山現象は、緊急減災砂防計画の「噴火シナリオA（中岳）」で発生が想定される次の火山現象とする。なお、それぞれの火山現象の影響範囲は図4のとおりである。

ア 噴石

噴火によって直径数cm～数十cmの噴石が火口から飛来する現象。

イ 降灰

火山灰（噴火に伴う噴出物のうち直径2mm以下のもの）が降下、堆積する現象。

ウ 降灰後土石流

降灰や火砕流による火山灰等が堆積した後に、降雨等により斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象。通常よりも弱い雨で発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

エ 火砕サージ

噴火によって火山灰や噴石などを含む噴煙が、高温・高速で流れ下る現象。

オ 溶岩流

噴火によって地表に噴出した溶岩が地表を流下する現象。

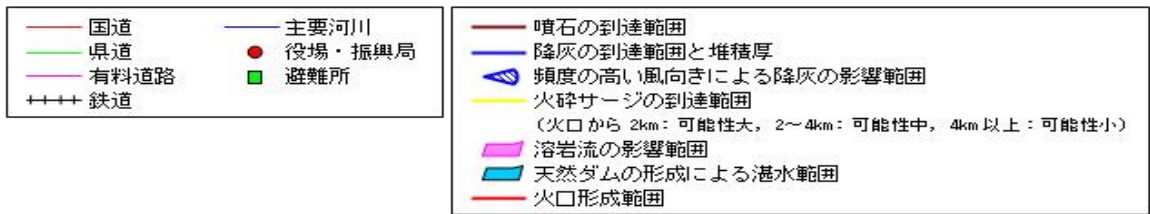
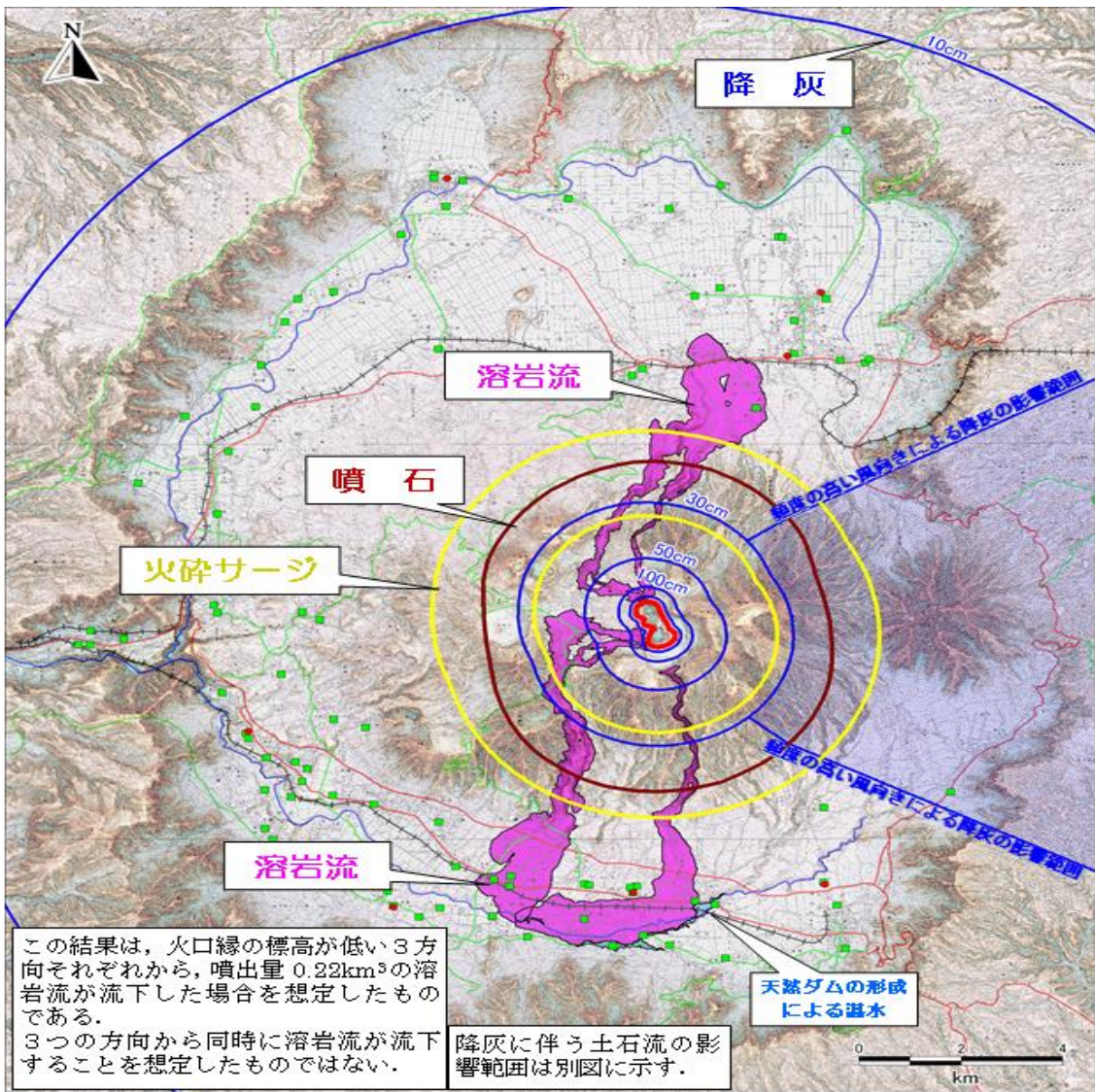


図4 緊急減災砂防計画シナリオA（中岳）レベル4、5における影響範囲

（注）図4中の役場・振興局、避難所等は平成24年3月時点。

第2編 広域避難計画

第1章 基本方針

1 広域避難の実施体制

広域避難の実施においては、避難実施市町村が、高齢者等避難、避難指示の発令、伝達、避難誘導等を実施する。受入市町村は受入避難所及び一時集結地を開設する等、避難実施市町村の支援を行う。

県は、噴火警戒レベル4、5が発表された場合は、噴火の影響範囲が広く、市町村の区域を越えた避難等が必要となるため、避難実施市町村及び受入市町村へ人員派遣等の支援を行う。

2 広域避難の対象とする火山現象

緊急減災砂防計画の「噴火シナリオA（中岳）」で発生が想定される火山現象は、噴石、降灰、降灰後土石流、火砕サージ、溶岩流であるが、本計画では、居住地域への影響が大きい溶岩流、降灰、降灰後土石流を検討対象とする。

降灰後土石流については、図4に影響範囲が明記されていないが、降灰堆積厚10cmの想定範囲（火口周辺市町村全域）における土砂災害警戒区域で発生のおそれがあることから本計画の対象とする。

市町村名	指定（公示済）箇所数	
	警戒区域	特別警戒区域
阿蘇市	257	234
南阿蘇村	109	98
高森町	114	111

表2 土砂災害警戒区域指定（公示済）箇所数（令和4年8月2日指定分迄）

なお、他の火山現象についても、居住地域に大きな影響を与える場合には、本計画の対象とする火山現象に準じた対応を行う。

3 避難指示等発令基準

避難実施市町村は、原則として、気象庁から噴火警戒レベル4が発表された場合は、影響想定範囲に高齢者等避難、噴火警戒レベル5が発表された場合は、避難対象エリアに避難指示を発令する。

噴火警戒レベル4、5が発表される前に突発的噴火が発生した場合、噴火直後は、噴火規模、状況の把握が難しく、避難対象エリアが設定できないため、影響想定範囲内に高齢者等避難を発令する。その後、気象庁をはじめとする関係機関の観測結果と避難施設や避難経路の被災状況等を考慮し、必要に応じて避難対象エリアを設定し、避難指示を発令する。

火山現象によって、影響想定範囲と避難対象エリア、避難指示等が発令する時期が異なるため、個別火山現象の特性を踏まえた影響想定範囲と避難対象エリア、避難指示等発令基準を第2章に定める。

	噴火警戒レベル等		
	4	5	発表前の突発的噴火
高齢者等避難	○ (影響想定範囲)	△ (影響想定範囲)	○ (影響想定範囲)
避難指示		○ (避難対象エリア)	○ (避難対象エリア)

○：発令 △：状況に応じて発令 ()は発令対象範囲

表3 避難指示等発令基準

4 避難先

避難実施市町村が広域避難を実施する場合の避難先は、火山活動の状況等により、火口周辺市町村の範囲内で検討し、火口周辺市町村への避難のみでは住民の安全確保が困難であると考えられる場合には、外輪山周辺市町村を避難先とする。

なお、噴火の規模や日常の生活圈等を考慮し、火口周辺市町村への避難ではなく、外輪山周辺市町村へ直接避難する場合もある。

5 避難方法

避難方法は、自家用車を基本としつつ、避難行動要支援者等、自家用車により避難することができない住民のため、避難実施市町村は、県及び輸送事業者と協力して、バス等による避難者の輸送を実施する。

第2章 火山現象別の影響想定範囲と避難対象エリア、避難指示等発令基準の整理

本計画で検討対象とする火山現象(溶岩流・降灰・降灰後土石流)について、影響想定範囲と避難対象エリア、避難指示等発令基準を定める。

避難実施市町村は、本章で定める影響想定範囲と避難対象エリア、避難指示等発令基準を考慮し、避難指示等の発令を行う。

1 溶岩流

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

ア 影響想定範囲

溶岩流の影響想定範囲は、「緊急減災砂防計画シナリオA(中岳)レベル4、5における影響範囲」(図4)の溶岩流の影響範囲とする。

イ 避難対象エリア

避難対象エリアは影響想定範囲と同じとする。噴火前は、流下方向が特定できないため影響想定範囲全体を避難対象エリアとし、溶岩流の流下方向が明らかになった時点で、溶岩流が流下する方向の影響想定範囲を避難対象エリアとする。

ただし、溶岩流による火災発生の有無、延焼の可能性を考慮し、必要に応じて拡大するものとする。

(2) 避難指示等発令基準・段階的避難の流れ

溶岩流は、速度が比較的遅く、段階的な避難が可能なことから、溶岩流の流下状況に応じて避難する。

ア 噴火前

避難対象エリアにおいて高齢者等避難の発令。

イ 噴火開始直後

避難対象エリアにおいて高齢者等避難の発令。

ウ 噴火後

避難対象エリアにおいて避難指示の発令。

2 降灰

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

ア 影響想定範囲

降灰の影響想定範囲は、「緊急減災砂防計画シナリオA（中岳）レベル4、5における影響範囲」（図4）の降灰堆積厚10cmの想定範囲とする。

なお、降灰の影響想定範囲には、火山灰のみならず、風の影響を受ける火山レキ及び密度の低い軽石等が風の影響を受け降下する場合もある。

イ 避難対象エリア

避難対象エリアは、停電、断水等インフラへの影響が発生、又は道路の通行に支障が生じ、道路啓開に長期間を要する可能性のある地域とする。

避難対象エリアは、気象庁から発表される降灰予報により設定し、噴火後に実施される降灰量の観測結果、インフラへの影響の発生状況等を勘案して修正する。

(2) 避難指示等発令基準・段階的避難の流れ

噴火前に1時間当たりの降灰量や継続時間を予測することは困難であるため、噴火開始直後から当面の間、降灰が確認された地域では速やかに自宅等への屋内退避とする。

ただし、呼吸器疾患等により降灰による健康被害のおそれが高い者、避難行動要支援者は、気象庁が噴火のおそれが高まった時点で発表する降灰予報等をもとに降灰想定範囲外へ避難する。

ア 噴火前

影響想定範囲において高齢者等避難の発令。併せて、屋内退避の準備の呼び掛けを実施。

イ 噴火開始直後

影響想定範囲において高齢者等避難の発令。降灰が確認された地域において屋内退避の呼び掛けを実施。

ウ 噴火後（避難対象エリア設定後）

避難対象エリアにおいて避難指示の発令（避難対象エリア外の避難所等への避難）。

3 降灰後土石流

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

ア 影響想定範囲

影響想定範囲は、「緊急減災砂防計画シナリオ A（中岳）レベル 4、5 における影響範囲」（図 4）の降灰堆積厚 10cm の想定範囲とする。

イ 避難対象エリア

避難対象エリアは、この影響想定範囲内にある土石流危険溪流、又は土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域等の範囲とする。

噴火後、国土交通省が降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報（土砂災害の被害が想定される区域に関する情報）が通知された場合は、その区域とする。

(2) 避難指示等発令基準・段階的避難の流れ

気象庁が発表する気象情報で一定の降雨が見込まれる場合に避難する。

国土交通省の緊急調査の結果により土砂災害緊急情報（土砂災害による被害が想定される雨量基準等）が通知された場合、避難実施市町村は、その雨量基準に基づき避難指示等を発令する。

ア 噴火前

避難対象エリア（全域）において高齢者等避難の発令。

イ 噴火開始直後

(ア) 降雨前

避難対象エリア（全域）において高齢者等避難の発令。

(イ) 降雨のおそれ・降雨後

気象庁が発表する気象情報で一定の降雨が見込まれる場合は、避難指示の発令。

ウ 噴火後（土砂災害緊急情報発表後）

避難対象エリア（土砂災害緊急情報で被害が想定される区域）において、気象庁が発表する気象情報で被害が想定される雨量基準に達する降雨が見込まれる場合は、避難指示の発令。

第3編 広域避難対策

広域避難を円滑に実施するための対策（各機関の体制、情報伝達、広域避難路の確保、避難者の輸送、避難所運営等）について、各機関の対応事項を定める。

本編に記載のない事項については、災害対策基本法、災害救助法、阿蘇火山防災計画並びに県、火口周辺市町村及び外輪山周辺市町村の地域防災計画によるものとし、協議会は阿蘇火山防災会議協議会と広域避難に関する情報を共有しつつ、防災対策を実施する機関との協議が必要な事項や緊急に対応が必要な事項について、必要に応じて阿蘇火山防災会議協議会、協議会を開催して合意形成を図ることとする。

第1章 広域避難者の受入に係る基本事項

1 広域避難の実施手順

広域避難者の避難実施手順は、次のとおりとする。

(1) 受入市町村の決定

平常時、避難実施市町村が避難先の候補とする市町村と調整し、受入市町村を決定する。広域避難の可能性が高まった場合、避難実施市町村と受入市町村が調整し、避難先となる受入市町村を決定する。

(2) 受入避難所及び一時集結地の決定

避難実施市町村と受入市町村が調整し、避難先となる受入避難所を決定する。

受入避難所での駐車場の確保が困難となることが予測される場合や、受入避難所の開設に時間を要する場合は、一時集結地を決定する。

(3) 避難指示等の発令

避難実施市町村は、避難指示等を発令すると同時に、広域避難者に受入避難所、一時集結地を示す。受入市町村は、受入避難所、一時集結地を開設する。

(4) 広域避難者の避難開始

広域避難者は、受入避難所へ避難を開始する。一時集結地が開設された場合は、一時集結地に一旦集合したうえで、受入避難所へ避難を行う。

2 広域避難者の受入先

(1) 火口周辺市町村への避難

火口周辺市町村へ避難する場合の受入市町村は、火山活動の状況、避難者数、収容状況等により決定する。

(2) 外輪山周辺市町村への避難

外輪山周辺市町村へ避難する場合の受入市町村については、地理的状況等を踏まえ、表4のとおり火口周辺市町村ごとに、予め定めるものとするが、火山活動の状況等により、柔軟に対応することとする。

火口周辺市町村	受入市町村
阿蘇市	菊池市、大津町、南小国町、小国町、産山村 大分県竹田市
南阿蘇村	大津町、西原村
高森町	山都町、大分県竹田市、宮崎県高千穂町

表4 火口周辺市町村と受入市町村

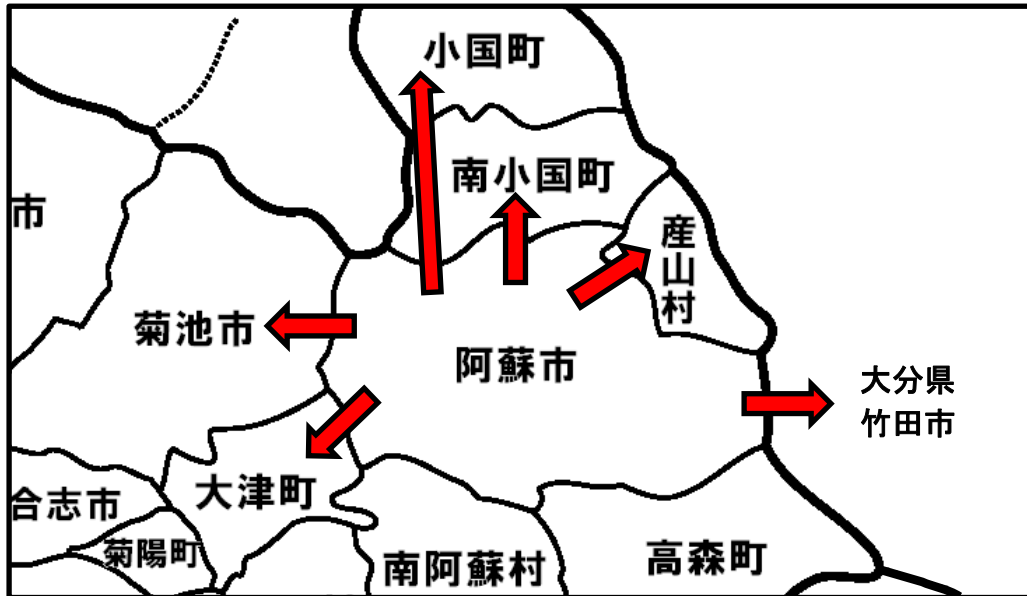


図5 阿蘇市の受入市町村（外輪山周辺市町村）



図6 南阿蘇村、高森町の受入市町村（外輪山周辺市町村）

第2章 広域避難路の指定及び確保

1 広域避難路の指定

(1) 避難実施市町村の対応

避難実施市町村は、平常時に受入市町村、道路管理者と協議し、一時集結地や受入避難所までの避難経路を設定するとともに、避難に用いる道路の路線、区間を本計画における広域避難路として指定し、住民へ周知する。

(2) 県の対応

県は、避難実施市町村が広域避難路を指定するに当たり、受入市町村、道路管理者との調整を支援する。また、広域避難路を避難実施市町村と共有する。

2 広域避難路の確保

(1) 避難実施市町村の対応

避難実施市町村は、噴火のおそれが高まり、避難を開始した場合は、道路管理者、警察と協力し、避難誘導を行う。噴火後、降灰等により広域避難路の通行が困難となる場合に備えて、関係機関と代替路を検討する。

(2) 県の対応

県は、広域避難が開始された場合には、通行状況を把握し、警察、道路管理者との情報共有を図る。

(3) 警察の対応

警察は、避難実施市町村と協力して、広域避難路等で避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等必要な措置を行う。

(4) 道路管理者の対応

道路管理者は、管理道路が被災、破損したときは、速やかに関係機関と情報共有を行い、必要な交通規制、応急復旧を行う。

3 広域避難路の堆積物等の除去

広域避難路等の堆積物等は避難の実施に大きく影響することから、作業の安全性を確保したうえで、速やかに除灰等を行う。

(1) 避難実施市町村の対応

避難実施市町村は、平常時に広域避難路のほか、優先的に除灰を行う区間（庁舎施設や医療機関等への接続道路等）を抽出し、道路管理者と共有する。また、噴火開始後、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請等を求める。

(2) 道路管理者の対応

道路管理者は、平常時に除灰作業用資機材の所有状況を踏まえ、広域避難路等優先的に除灰を行う区間を把握する。噴火開始後は、除灰状況を把握し、必要に応じて、建設業協会等への除灰作業への協力要請を行う。

(3) 県の対応

県は、避難実施市町村の要求に応じ、又は、自ら必要と判断した場合に、国（国土交通省）、建設業協会等への応援要請、自衛隊への災害派遣要請を行う。

第3章 避難者の輸送

1 避難実施市町村の対応

避難実施市町村は、平常時にバス等で避難する住民を予め把握するとともに、バス等の乗車場所を決定し、住民に周知する。

避難実施の際には、県に対しバス等の派遣を要請し、輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

2 県の対応

県は、県バス協会等と災害時の避難者の輸送に対する協定を締結し、広域避難に必要な避難経路等の情報を提供する。

避難実施の際には、避難状況に応じて、県バス協会等に対し協定等に基づきバス等の派遣を要請する。

第4章 避難行動要支援者等への避難支援

1 基本的な考え方

避難行動要支援者及び社会福祉施設・医療機関（以下「社会福祉施設等」という。）の入所者・入院患者は、避難に時間を要することから、避難実施市町村は、避難行動要支援者名簿を活用するなどして避難支援を行う。

2 避難行動要支援者への避難支援

避難実施市町村は、平常時に関係者（町内会、消防団、民生委員等）と連携し、避難支援体制を構築する。

火山活動の活発化が確認された時点で、避難実施市町村は、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。

避難行動要支援者の避難開始に当たり、避難実施市町村は、関係者と連携し、福祉避難所を開設する等の避難支援を行う。

3 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援

社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難は、原則として社会福祉施設等が行う。

社会福祉施設等は、平常時に入所者・入院患者の避難計画等を作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設と協定を締結する等により、避難先を確保する。

火山活動の活発化が確認された時点で、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるように避難の準備を行う。

避難実施市町村は、社会福祉施設等から支援要請があったときは、避難先となる施設や輸送手段の確保について支援を行う。

第5章 避難所等の開設・運営

1 一時集結地及び受入避難所の開設

(1) 避難実施市町村の対応

ア 平常時

避難実施市町村は、受入市町村と連携し、受入避難所、一時集結地を選定し、住民に周知するとともに、受入市町村に受入避難所の収容可能数を照会し、把握する。

イ 広域避難の準備

避難実施市町村は、広域避難の可能性が高まった場合、広域避難対象者数を推計し、火山活動の状況及び道路状況等を考慮したうえで、受入市町村と調整し、避難先となる受入市町村を決定する。

この際、広域避難者の生活圏等を考慮し、火口周辺市町村への避難だけでなく、外輪山周辺市町村への避難も検討する。

その後、避難先となる受入市町村と調整し、受入避難所を決定する。また、必要に応じて一時集結地を決定する。

避難指示等の発令と同時に、広域避難者に対し、受入避難所又は一時集結地を指示する。

ウ 広域避難の開始後

避難実施市町村は、受入避難所での避難者の受入れを行う。一時集結地を開設した場合は、一時集結地での誘導、案内等を実施する。

(2) 受入市町村の対応

ア 平常時

受入市町村は、避難実施市町村と連携し、受入避難所、一時集結地を選定する。

イ 広域避難の準備

受入市町村は、避難実施市町村と調整し、受入避難所を決定する。また、必要に応じて一時集結地を決定する。決定後、受入避難所及び一時集結地の開設準備を行う。

ウ 広域避難の開始後

受入市町村は、避難実施市町村の避難指示発令と同時に、決定した一時集結地及び受入避難所を開設する。その後、受入避難所ごとの広域避難者を把握し、県へ報告する。

(3) 県の対応

県は、必要に応じて避難実施市町村と受入市町村との調整を支援する。広域避難の開始後は、受入避難所の開設状況及び広域避難者の受入れ状況を集約する。

2 避難所の運営

(1) 基本的な考え方

避難所の運営は、原則として避難実施市町村の職員等が行う。避難初期において運営体制が整わない場合、受入市町村が支援する。

(2) 受入避難所に係る費用負担

受入避難所に係る費用は、避難実施市町村が負担する。なお、具体的な支払方法は、避難実施市町村と受入市町村が協議するものとする。

第6章 避難長期化対策

1 一時帰宅措置

避難実施市町村は、火山活動が小康期に入った場合、阿蘇火山防災会議協議会において、気象庁や火山専門家の意見を聞き、警察、消防等と十分な安全対策を協議したうえで、避難者の一時帰宅を検討する。

2 被災者への住宅供給

避難実施市町村は、火山災害の長期化により帰宅の目途がつかない者や、自宅への居住が困難となった者に対し、応急的な住宅の供給を行う。

避難実施市町村のみで実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他の機関の応援を得て実施するものとする。

第7章 家畜対策

1 基本的な考え方

広域避難の実施に当たっては、避難対象エリア内の畜産事業者が円滑に避難できるよう、家畜対策について検討する。

2 避難実施市町村の対応

避難実施市町村は、各市町村の畜産事業者の実態（事業者数、畜種別頭羽数）を把握し、平常時から、畜産事業者、県と協力し、広域避難をする際の家畜対策について検討する。

家畜避難については、基本的に各畜産事業者が対応するが、畜産事業者での対応が困難な場合に備え、避難実施市町村は、畜産事業者と連携し、家畜の避難先、輸送業者等との協定等による輸送手段の確保に努める。

第4編 計画の進捗管理

協議会は、本計画を円滑に実施するための対策について、避難実施市町村、受入市町村、関係機関と協議するとともに、他の火山防災協議会や国の火山防災に関する検討状況を参考にしつつ、必要に応じて本計画の見直しを検討する。